

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年7月3日
【会社名】	東京急行電鉄株式会社
【英訳名】	TOKYU CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 野本 弘文
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区南平台町5番6号
【電話番号】	(03)3477-6168番
【事務連絡者氏名】	財務戦略室 主計部 主計課長 小田 克
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区南平台町5番6号
【電話番号】	(03)3477-6168番
【事務連絡者氏名】	財務戦略室 主計部 主計課長 小田 克
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第146期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金4円

総額4,985,560,552円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 子会社を含めた事業展開に対応するため、現行定款第2条(目的)の事業目的の一部を変更する。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となったため、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第28条(社外取締役との責任限定契約)及び第34条(社外監査役との責任限定契約)の一部を変更する。

第3号議案 取締役18名選任の件

野本 弘文、今村 俊夫、巴 政雄、渡邊 功、星野 俊幸、高橋 和夫、越村 敏昭、高橋 遠、桑原 常泰、城石 文明、木原 恒雄、瀧名 節、市来 利之、藤原 裕久、根津 嘉澄、小長 啓一、金指 潔及び蟹瀬 令子の18名を取締役に選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

長田 忠千代を監査役に選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	893,447	1,132	1,303	(注)1	可決(98.53%)
第2号議案	892,955	995	1,930	(注)2	可決(98.48%)
第3号議案					
野本 弘文	876,942	17,004	1,930	(注)3	可決(96.71%)
今村 俊夫	884,912	7,870	3,093		可決(97.59%)
巴 政雄	884,913	7,869	3,093		可決(97.59%)
渡邊 功	884,958	7,824	3,093		可決(97.60%)
星野 俊幸	884,960	7,822	3,093		可決(97.60%)
高橋 和夫	884,955	7,827	3,093		可決(97.60%)
越村 敏昭	875,691	17,090	3,093		可決(96.58%)
高橋 遠	884,890	7,892	3,093		可決(97.59%)
桑原 常泰	884,831	7,951	3,093		可決(97.58%)
城石 文明	884,963	7,819	3,093		可決(97.60%)
木原 恒雄	884,962	7,820	3,093		可決(97.60%)
瀨名 節	884,949	7,833	3,093		可決(97.60%)
市来 利之	885,459	7,950	2,466		可決(97.65%)
藤原 裕久	885,396	8,013	2,466		可決(97.65%)
根津 嘉澄	857,168	37,406	1,303		可決(94.53%)
小長 啓一	885,637	8,311	1,930		可決(97.67%)
金指 潔	780,433	114,141	1,303		可決(86.07%)
蟹瀬 令子	889,056	5,521	1,303		可決(98.05%)
第4号議案					
長田 忠千代	730,870	163,714	1,303	(注)3	可決(80.60%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上